

水産製品製造
液卵製造
漬物製造

水産加工食品や漬物などを製造しているみなさまへ

新たに追加された食品営業許可を 忘れずに取得してください

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日に食品営業許可制度が変更となり、今まで許可不要であったいくつかの業種について新たに許可の取得が必要となりました。

対象業種の事業者のうち、令和3年5月31日以前から営業している事業者には3年間の猶予期間（経過措置期間）が設けられており、令和6年5月31日までに許可を取得することになっています。

新たに追加された食品営業許可

- 👉 水産製品製造業
- 👉 液卵製造業
- 👉 漬物製造業

この他、新たに営業許可が必要となった業種には、**食品の小分け業、密封包装食品製造業**があります。

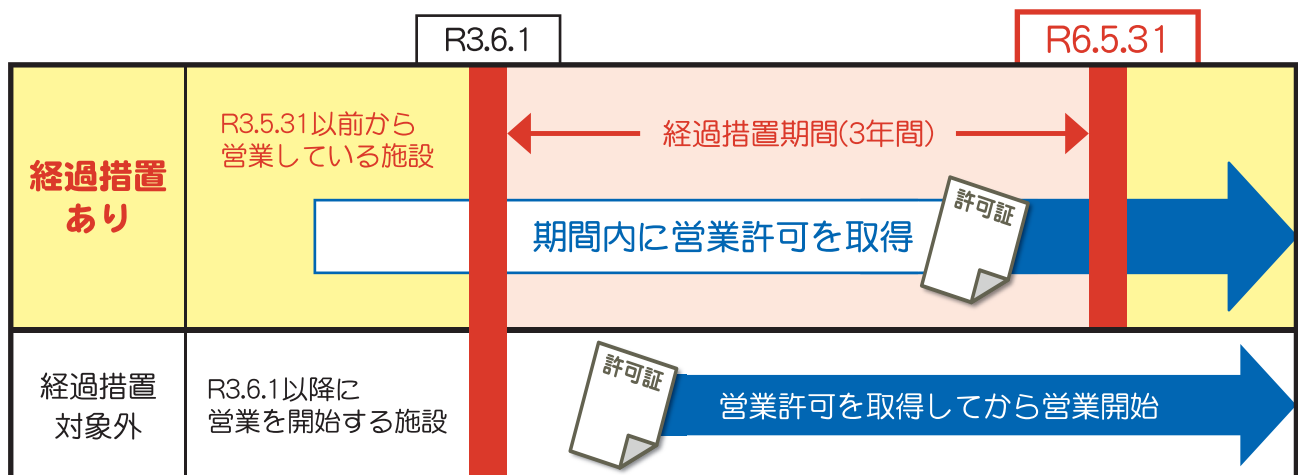
いつまでに許可を取得しなければいけませんか？

令和3年5月31日以前から営業している場合は、3年の経過措置が設けられています。令和6年5月31日までに営業許可を取得しましょう。（経過措置期間内に許可が取得できない場合、令和6年6月1日以降、営業ができなくなります。）

なお、令和3年6月1日以降に営業を開始する場合は、必ず営業開始前に営業許可を取得する必要があります。 ※無許可での営業は罰則の対象です。



チーバくん



お問い合わせ先

営業施設の所在地を管轄する各保健所(健康福祉センター)

※ 管轄の保健所はこちらから御確認ください

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/soudan.html>



営業許可業種

営業を行う際は、事前に保健所に申請し、許可を取得する必要があります。

- ①飲食店営業 ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
③食肉販売業 ④魚介類販売業 ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業
⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業
⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰氷雪製造業 ⑱液卵製造業
⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業
㉔麺類製造業 ㉕そうざい製造業(そうざい半製品を含む) ㉖複合型そうざい製造業 ㉗冷凍食品製造業
㉘複合型冷凍食品製造業 ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業 ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業

※新たに営業許可が必要になった業種(赤字)については、当該業種を令和3年5月31日以前から営業している事業者のみ、経過措置があります。



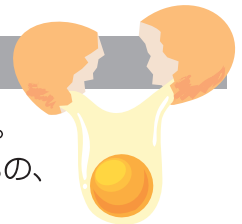
水産製品製造業



魚介類その他の水産動物もしくはその卵(以下「水産動物等」という。)を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品もしくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいいます。

あじの開きや明太子等の他、従前の魚肉練り製品製造業の対象であった、蒲鉾やちくわ等の食品も本営業の対象となります。わかめ等の海藻類は水産動物等に含まれません。

液卵製造業



鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む。)をする営業をいいます。
鶏卵の卵殻を割って内容物のみを集めたものであり、目的に応じて、卵白だけのもの、卵黄だけのものを製造する場合も対象となります。

漬物製造業



漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品(高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等)を製造する営業をいいます。

許可の取得に必要なこと

● 施設基準を満たした施設設備

【施設基準とは】

公衆衛生上必要な営業施設の基準として、広さ、区画、施設の構造及び設備、機械器具等、その他について食品衛生法施行条例第2条に規定しています。

● 食品衛生責任者の設置

【食品衛生責任者とは】

施設(店舗)において食品衛生上の管理を行う人です。

【食品衛生責任者になれる人】

調理師、製菓衛生師、栄養士などの有資格者や食品衛生責任者養成講習会を修了した人 など

